

# 平成26年度 監査報告書

平成27年 5月18日

社会福祉法人 あだち福祉会  
理事長 本多正広様

社会福祉法人 あだち福祉会

監事 二階堂公治   
監事 甲野藤健一   
監事 斎藤健一 

私達監事は、社会福祉法第40条及び社会福祉法人あだち福祉会定款第12条に基づき、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度に関して、理事の業務執行の状況及び社会福祉法人あだち福祉会の財産の状況について下記のとおり監査を実施した。

監査の結果、社会福祉法人あだち福祉会各事業及び会計について、事業報告書、財産目録、決算報告書並びに決算付属明細表は適正であった。

なお、詳細については、監査の概要及び監査意見のとおりであります。

## 記

### 1. 監査の期日・場所

平成27年 5月14日	特別養護老人ホーム 安達ヶ原あだたら荘関係 にこにこふれあいセンター関係
5月15日	特別養護老人ホーム ぼたん荘関係 福島介護福祉専門学校関係
5月18日	特別養護老人ホーム 羽山荘関係 法人本部関係

## 2. 監査の概要

決裁文書、帳簿、伝票、証憑類の処理状況、現預金、有価証券類、債権、勘定明細書と計算書類の内容について、会計責任者立会いのもとに審査し、経理担当者から説明を受けて、帳簿、会計処理、計算書類の表示の正確性について監査しました。

## 3. 監査意見

- (1) 事業報告書は、今会計年度の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び収支計算書、事業活動計算書の記載事項と合致しているものと認めます。
- (3) 資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表は、法令及び経理規程に従い、当法人の財産及び収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款等に違反する事実はないものと認めます。

以上